

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 6 日

海上保安庁長官
瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 海上保安庁海洋情報部
- （2）住 所 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域

北緯 21 度 0 分 30 秒東経 135 度 46 分 12 秒の地点、北緯 21 度 0 分 30 秒東経 132 度 30 分 48 秒の地点、北緯 17 度 56 分 48 秒東経 132 度 30 分 48 秒の地点、北緯 17 度 56 分 48 秒東経 134 度 14 分 18 秒の地点、北緯 18 度 31 分 36 秒東経 134 度 14 分 18 秒の地点、北緯 18 度 31 分 36 秒東経 134 度 36 分 12 秒の地点、北緯 20 度 8 分 12 秒東経 135 度 4 分の地点、北緯 20 度 8 分 12 秒東経 135 度 22 分 6 秒の地点を順次結ぶ線によって囲まれる区域のうち我が国の EEZ 内（付図参照）

（2）期 間

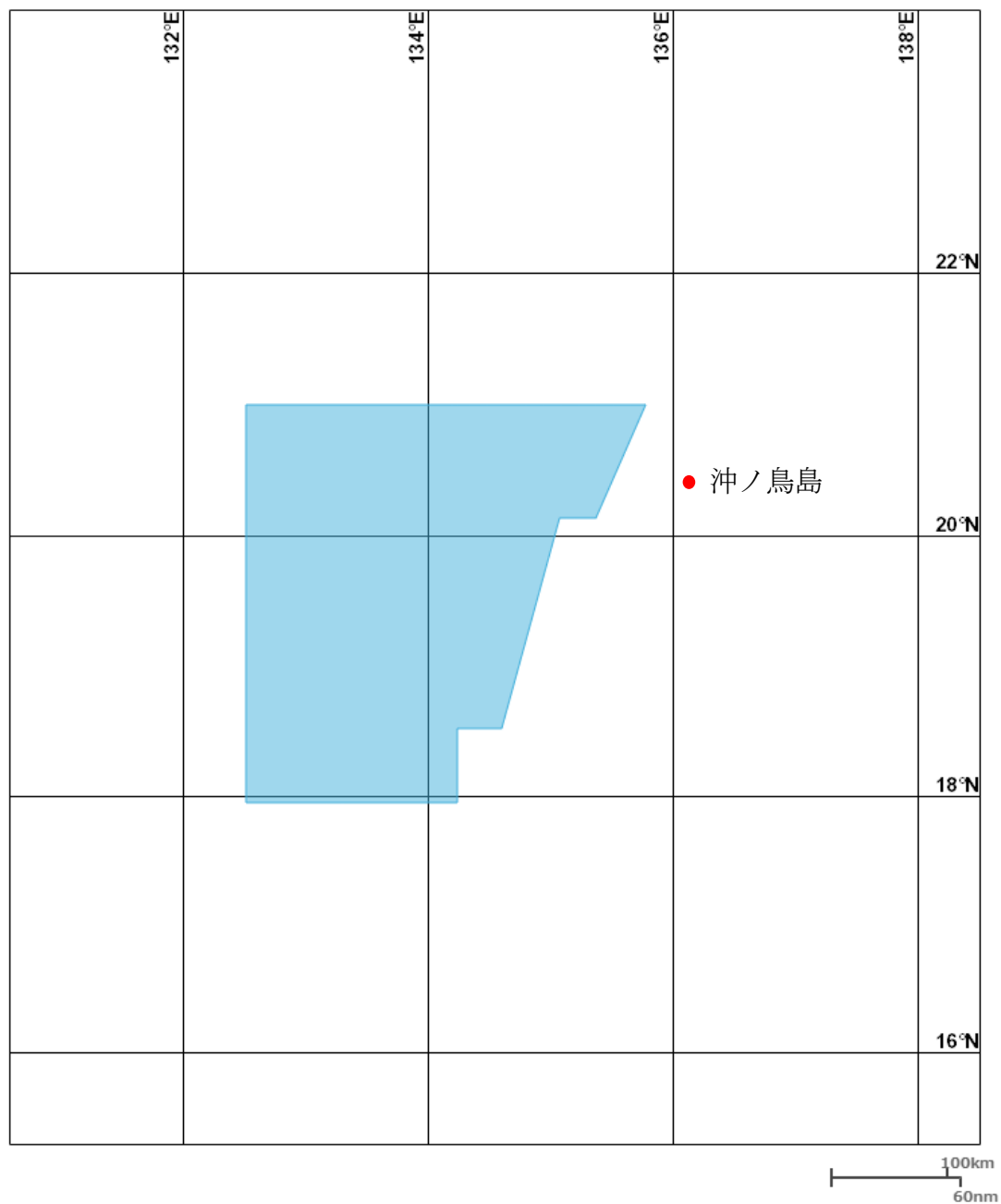
令和 7 年 6 月 28 日から令和 7 年 7 月 13 日まで

3 水路測量の実施方法

G N S S による測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

4 航行船舶に対する安全措置

測量船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第六条に定める標識を掲揚する



※上記区域のうち我が国のEEZ内
背景図：海上保安庁, (c)Esri japan